

各 位

会 社 名	株 式 会 社 光 通 信
代表者の役職氏名	代表取締役社長 玉村 剛史 (コード番号：9435 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先	広 報 ・ I R 課
T E L	0 3 - 5 9 5 1 - 3 7 1 8

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2017年5月19日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行する方針及び定款の一部変更を2017年6月23日開催予定の当社第30回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により新たな機関設計として認められた監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

(2) 移行の時期

2017年6月23日開催予定の定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認いただくことを前提に、同日をもって監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

- ① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役が、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、原稿定款第35条の変更を行うものであります(変更案第33条第2項)。当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- ③ その他、条文の新設、削除に伴い、条数の変更等を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2017年6月23日(予定)
定款変更の効力発生日	2017年6月23日(予定)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更定款案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条～第20条 (条文省略)	第5条～第20条 (現行どおり)
第4章 取締役、代表取締役及び取締役会	第4章 取締役、代表取締役及び取締役会
第21条 (取締役の員数) 当社の取締役の員数は <u>15</u> 名以内とする。 (新設)	第21条 (取締役の員数) 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、 <u>10</u> 名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
第22条 (取締役の選任方法) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. (条文省略) (新設) (新設) (新設)	第22条 (取締役の選任方法) 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. (現行どおり) <u>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u> <u>4. 当社は、法令又は定款で定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> <u>5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u>
第23条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設) (新設)	第23条 (取締役の任期) 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
第24条 (役付取締役) 取締役会はその決議によって、取締役の中から、 <u>社長1名を選定し、業務上必要があるときは会長、副社長、専務取締役及び常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。</u> (新設)	第24条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、その決議によって、取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から <u>代表取締役を選定する。</u> <u>2. 取締役会は、その決議によって、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の中から取締役会長、取締</u>

<p>第25条（代表取締役） <u>会長及び社長は、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。</u></p> <p>2. <u>前項の他、業務上必要があるときは、取締役会の決議によって当会社を代表すべき取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>第26条（取締役の分掌） <u>社長は、当会社の業務を統括し、他の取締役は社長を補佐してその業務を分掌する。</u></p> <p>2. <u>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が社長の職務を代行する。</u></p> <p>第27条（取締役会の招集権者及び議長） （条文省略）</p> <p>第28条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第29条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第30条（取締役会決議の省略） 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決とする旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第31条（取締役会の議事録） <u>取締役会の議事については、議事録を作成することを要する。</u></p> <p>2. <u>議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>第32条（取締役会規程） （条文省略）</p> <p>第33条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第25条（取締役会の招集権者及び議長） （現行どおり）</p> <p>第26条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第27条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>第28条（取締役会決議の省略） 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p>第29条（重要な業務執行の委任） <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第30条（取締役会の議事録） 取締役会の議事については、法令の定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、<u>出席した取締役は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第31条（取締役会規程） （現行どおり）</p> <p>第32条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主</u></p>
---	---

<p>第 34 条 (取締役の責任免除) <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役 (取締役であった者を含む。) の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>第 35 条 (社外取締役の責任限定契約) <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、1 千万円以上であらかじめ定めた金額又は法令の定める限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担するものとする契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 36 条 (監査役の数) <u>当社の監査役の員数は 4 名以内とする。</u></p> <p>第 37 条 (監査役の選任方法) <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>総会の決議によって定める。</p> <p>第 33 条 (取締役の責任免除) <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役 (取締役であった者を含む。) の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を、法令に定める限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査等委員である取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任の限度を法令の定める額とする契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>第 34 条 (常勤の監査等委員) <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第 35 条 (監査等委員会の招集通知) <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第 36 条 (監査等委員会の決議方法) <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>第 37 条 (監査等委員会の議事録) <u>監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した監査等委員は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</u></p> <p>第 38 条 (監査等委員会規程) <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>
---	--

<p><u>第 38 条 (監査役の任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時</u> <u>までとする。</u> <u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任され</u> <u>た監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべ</u> <u>き時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第 39 条 (常勤監査役)</u> <u>監査役は、監査役の中から常勤の監査役を選定す</u> <u>る。</u></p>	(削除)
<p><u>第 40 条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監</u> <u>査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要</u> <u>があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経</u> <u>ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第 41 条 (監査役会の決議方法)</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を</u> <u>除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第 42 条 (監査役会の議事録)</u> <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより</u> <u>書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査</u> <u>役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署</u> <u>名を行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第 43 条 (監査役会規程)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、</u> <u>監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>第 44 条 (監査役の報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定め</u> <u>る。</u></p>	(削除)
<p><u>第 45 条 (監査役の責任免除)</u> <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、</u> <u>取締役会の決議によって、監査役 (監査役であった</u> <u>者を含む。) の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任につ</u> <u>いて法令に定める限度において免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社</u> <u>外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任</u> <u>について法令に定める要件に該当する場合には、600</u> <u>万円以上であらかじめ定めた額又は法令の定める限</u> <u>度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担</u> <u>するものとする契約を締結することができる。</u></p>	(削除)
<p>第 6 章 会計監査人</p>	第 6 章 会計監査人
<p>第 46 条～第 48 条 (条文省略)</p>	第 39 条～第 41 条 (現行どおり)
<p>第 7 章 計算</p>	第 7 章 計算
<p>第 49 条～第 51 条 (条文省略)</p>	第 42 条～第 44 条 (現行どおり)
<p>第 52 条 (剰余金の配当等及び中間配当) (条文省略)</p>	第 45 条 (配当金の除斥期間) (現行どおり)
<p>第 53 条 (転換社債の転換の時期と配当金)</p>	(削除)

当社が発行する転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金については、転換の請求が4月1日から9月末日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(新設)

附則（監査役の責任免除に関する経過措置）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、第30回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。